

特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却
の償却限度額の計算に関する付表 (措法44の8)

事業年	・	・	法人名	
産業業務施設の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
産業業務施設の名称	2			
同上の所在地	3			
資産の用途	4			
取得等年月日	5	平 · ·	平 · ·	平 · ·
事業の用に供した年月日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·
取得価額	7	円	円	円
特別償却率	8	6、8、10、11又は12 100	6、8、10、11又は12 100	6、8、10、11又は12 100
特別償却限度額 (7) × (8)	9	円	円	円
償却・準備金方式の区分	10	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適	基本計画の承認年月日	11	平 · ·	平 · ·
用	地方拠点都市地域名	12		
要	一の建物及びその附属設備の取得価額	13	円	円
件	その他参考となる事項	14		

特別償却の付表（十四）の記載の仕方

- 1 この付表（十四）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の8《特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、産業業務施設の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「産業業務施設の種類1」は、その産業業務施設が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 3 「産業業務施設の名称2」には、産業業務施設に該当する資産の名称を記載します。
- 4 「資産の用途4」には、その用途を「事務所用」又は「研究所用」と記載します。
- 5 「取得価額7」には、産業業務施設の取得価額を記載します。
ただし、その産業業務施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 6 「特別償却率8」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
 - (1) 産業業務施設を「基本計画の承認年月日11」の日から3年以内に取得等をした場合…「12」
 - (2) 産業業務施設を「基本計画の承認年月日11」の日から3年超5年以内に取得等をした場合…「11」
- (3) 産業業務施設を「基本計画の承認年月日11」の日から5年超7年以内に取得等をした場合…「10」
- (4) 産業業務施設を「基本計画の承認年月日11」の日から7年超8年以内に取得等をした場合…「8」
- (5) 産業業務施設を「基本計画の承認年月日11」の日から8年超9年以内に取得等をした場合…「6」
- 7 「償却・準備金方式の区分10」は、その産業業務施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 8 「基本計画の承認年月日11」には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条第1項の基本計画に係る承認を受けた年月日を記載します。
ただし、対象となる地域が変更承認に係る基本計画において新たに特定の拠点地区に該当することとなった区域である場合には、その変更承認の年月日を記載します。
- 9 「地方拠点都市地域名12」には、例えば「長崎県央」、「なんごく・こうち」等のようにその産業業務施設を事業の用に供した地区を含む地方拠点都市地域名を記載します。
- 10 「一の建物及びその附属設備の取得価額13」には、産業業務施設に該当する一の建物及びその附属設備の取得価額を記載しますが、その金額が2億円に満たない場合には、措置法第44条の8の規定の適用はありませんから注意してください。
- 11 「その他参考となる事項14」には、適用対象法人及び適用対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。